**別添２**

平成２１年（排）第２号

# 排　除　命　令　書

東京都港区芝大門一丁目１番３０号
株式会社ジエ・エー・エフ・サービス
同代表者　代表取締役　川　島　和　義

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　株式会社ジエ・エー・エフ・サービス（以下主文において「ジエ・エー・エフ・サービス」という。）は，一般消費者に販売した別表の「商品名」欄記載の「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品３品目（以下主文において「銀座エンゼルブランド３品目」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1)　平成１８年１１月ころから平成２０年７月ころまでの間会員誌，通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，あたかも，過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており，当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2)　平成１８年１１月ころから平成２０年７月ころまでの間会員誌，通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，あたかも，当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示は，

事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について，一般消費者に誤認される表示である旨

2　ジエ・エー・エフ・サービスは，今後，銀座エンゼルブランド３品目又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　ジエ・エー・エフ・サービスは，今後，銀座エンゼルブランド３品目又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示す表示及び当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　ジエ・エー・エフ・サービスは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ジエ・エー・エフ・サービス（以下「ジエ・エー・エフ・サービス」という。）は，肩書地に本店を置き，革製品の通信販売業を営む事業者である。

2 (1) ジエ・エー・エフ・サービスは，平成１８年１１月ころから平成２０年７月ころまでの間，東京都千代田区平河町一丁目６番３号に所在するグッドスタッフ株式会社が国内に所在する事業者を通じて中華人民共和国に所在する事業者に委託して製造させた別表の「商品名」欄記載の「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品３品目（以下「銀座エンゼルブランド３品目」という。）を仕入れ，当該商品について，「ＪＡＦ　Ｍａｔｅ」と称する会員誌及び「好人好物」と称する通信販売用カタログを作成して一般消費者に配布し，郵便，電話及びファクシミリで注文を受け付ける方法により，また，同社がインターネット上に開設したウェブサイトを通じて，注文を受け付ける方法により，一般消費者に販売していた。

(2) 「銀座エンゼル」と称するブランドは，昭和２３年ころから平成１０年ころまでの間，東京都中央区銀座に所在した革製品製造販売業者が，一般消費

者からの注文を受けて製造販売した財布等の革製品に使用していたものである。

３　ジエ・エー・エフ・サービスは，銀座エンゼルブランド３品目を販売するに当たり，当該商品の内容について自ら十分な確認を行わないまま，当該商品について，別表の「表示期間」欄記載の期間に，同表の「表示媒体」欄記載の会員誌，通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，例えば，「ＪＡＦ　Ｍａｔｅ　２００６年１２月号」と称する会員誌（別添写し）にあっては，「大容量のウォレット」と称する商品について，「１９４８年に創業し、著名人にも支持されたオーダーメイド専門店＜銀座エンゼル＞。惜しまれながら閉店した１９９８年以降は昔からのなじみ客の注文のみを生産しています。その銀座エンゼルに別注で依頼し、生産されたのが３０枚のカード類と新札１００枚を持ち運べる、収納力豊かなこの財布。」と記載することにより，あたかも，過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており，当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該事業者は平成１０年に閉店して以降，当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく，当該商品は当該事業者が製造したものではなかった。

４　ジエ・エー・エフ・サービスは，銀座エンゼルブランド３品目を販売するに当たり，当該商品の原産国について自ら十分な確認を行わないまま，当該商品について，別表の「表示期間」欄記載の期間に，同表の「表示媒体」欄記載の会員誌，通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，例えば，「ＪＡＦ　Ｍａｔｅ　２００６年１２月号」と称する会員誌（別添写し）にあっては，「大容量のウォレット」と称する商品について，「●日本製」と記載することにより，あたかも，当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

法　令　の　適　用

前記３の事実によれば，ジエ・エー・エフ・サービスは，銀座エンゼルブランド３品目の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがある

と認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反し，また，前記４の事実によれば，ジエ・エー・エフ・サービスは，銀座エンゼルブランド３品目の原産国について，同項第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該当する表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第３号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年１月８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別　表

| 商　品　名 | 表示媒体 | 表示期間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 大容量のウォレット | ＪＡＦ　Ｍａｔｅ　２００６年１２月号 | 平成１８年１１月ころから同年１２月ころまで | 別添写し |
| | ＪＡＦ　Ｍａｔｅ　２００７年１２月号 | 平成１９年１１月ころから同年１２月ころまで | |
| | ウェブサイト | 平成１９年１１月ころから平成２０年1月ころまで | |
| 山羊革フレームポーチ | ＪＡＦ　Ｍａｔｅ　２００７年１１月号 | 平成１９年１０月ころから同年１１月ころまで | |
| | ウェブサイト | 平成１９年１０月ころから同年１２月ころまで | |
| 山羊革多機能セカンドバッグ | 好人好物　０８０６１号 | 平成２０年６月ころから同年７月ころまで | |